

研究ノート

日本の政策構想をめぐって（3） —吉野信次とその時代を中心に—

寺岡 寛

1. 問題提起
2. 吉野信次（以上、前々号）
3. 政策構想
 - (1) 小工業政策
 - (2) 産業合理化政策
 - (3) 工業政策（以上、前号）
4. 要約と結語（以下、本号）
 - (1) 政策構想
 - (2) 時代精神
 - (3) 戦後連関

キーワード：中小工業、中小企業、政策構想、商工省、戦前型論理、大正デモクラシー

4. 要約と結語

（1）政策構想

吉野信次の商工官僚としての歩みは、そのままわが国経済の発展と軌を一にした。そこで時代精神は、吉野の政策構想の形成に大きな影響を及ぼした。大正期から昭和期にかけての時代の変わり目に、吉野は生き、そして政策を構想した。この具体的な政策構想については、吉野の著作から前稿においてその大枠をまとめておいた。この流れには、三つの政策構想があった。一つは小工業政策、二つめに産業合理化政策、三つめに工業政策であった。これは吉野の政策構想のなかで分離され形成されていたわけではなく、やがて中小工業政策として融合されていったといってよい。

小工業政策に関しては、輸出工業に占める小工業分野の比重が高く、それゆえに商工官僚である吉野の政策的関心を呼び起こしたのは当然であった。また、商家に生まれた吉野の個人的背景

もこれに關係したであろう。さらに、第一次大戦期の輸出景気ブームに沸く時期に、小工業が動力化を進め、中工業へと脱皮しつつあった実態に工場監督官としてふれたことも大きかった。この後、本省に戻った吉野は工務課長として、わが国中小工業政策の立案に関わっていくことになる。

ここでの政策構想には、当然ながら吉野の中小商工業觀が反映されることになる。結論的に述べれば、つぎのようになる。

- ①中小工業の存立において各国に共通する条件—衣服の仕立て、修繕、美術工芸のように大規模な工場生産に適せず、手工業的な分野において存立する業種と中小企業の存立基盤との重なり。
- ②わが国に固有な中小工業の存立条件—欧米諸国においては、すでに大工業の生産体制が成立しているにもかかわらず、日本では中小工業の広範な存立がみられていること。この事例分野としては繊維、機械・金属、化学、窯業などが挙げられた。
- ③輸出に占める中小工業の重要性と粗製濫造体质への苛立ち—わが国輸出の代表分野である繊維（生糸、絹織物、綿織物、メリヤスなど）やさまざま雑貨はいずれも中小工業（実態的には零細層）製品であるゆえに、品質などは工場ごとにバラバラであり、大工場のように大量生産にともなう安定的な品質管理が困難なことから粗製濫造問題が発生する側面があること。
- ④中小商工業者の中間階級としての重要性—吉野にも大正デモクラシー的精神を見出せるものの、労働運動の興隆に対してやや冷やかな見方もみられる。とりわけ、労使問題の悪化はわが国経済発展において大きな制約をもたらすことを危惧する。未だ世界に伍していくには早熟な日本経済にとって、社会の安定は必要であって、このためには「労資」の中間に位置する階級としての中小商工業の役割と安定が重要視された。

こうした認識の下に、吉野が商工省にあって中小工業政策として取り組んだのは、中小工業のもつ欠陥や弊害を組合制度によって解決しようという方向であった。大正後期に工務課長として中小工業問題に取り組んだ実務経験をベースに『社会政策時報』に寄稿した論文で、吉野は小工業者の自助努力の自覚を促すとともに、「小工業に随伴する国民経済上の弊害」については政府介入の必要性を示唆した。

やがて、吉野の構想は金融恐慌そして昭和恐慌が日本経済に与えた大きな影響の下で、より積極的な政府の介入を必然とする方向へと展開した。組合結成による組織化政策は、産業合理化政策とともに重視された。当時、大不況による国内消費市場の落ち込みは、輸出工業を梃にして日本経済の回復を図る政策構想を生みつつ、輸出型中小工業への政策的関与を一層必要とさせていた。ここでの具体的政策課題は、諸外国から批判を呼んでいたソシアルダンピングへの対処であった。

吉野が苦々しく思ったのは、問屋による中小工業製品の買いたたきと¹⁷⁵⁾、これに付隨した自己

防衛的な品質上の手抜きによるコストダウンという悪循環であった。この改善は単に従来から実施されてきた同業組合における検査制度を継続するだけでなく、より根本的な対応措置によって進歩するものと吉野はみた。これは商業者（＝問屋）と工業者が混在しつつ、なおかつ商業者優位が占める組織形態である同業組合制度から、商業者と工業者を分離し、工業者のみを組織化させ、こうした組合に政府が品質管理上の関与を行うという形態への移行が念頭に置かれた。このことによって、中小工業製品の品質の改善をより効果的に図ることが意図された。大正13[1924]年の「重要輸出品工業組合法」から昭和6[1931]年の「工業組合法」に至る底流にはこうした吉野等の認識があった。

「重要輸出品工業組合法」¹⁷⁶⁾の制定により、従来の同業組合のほかに工業組合にも検査権が付与された。他方、同年に「輸出組合法」も制定されたものの、輸出組合には検査権は与えられなかつた。このため、輸出組合側から反発が出た。このため、昭和3[1928]年に「重要輸出品取締規則」によって、輸出組合にも検査機能をもたせたが、その許認可は商工大臣が握ることになった。現実には工業組合を優先させたため、輸出組合側の反発が続いた。結果、場合により、双方が公益法人を作つて検査にあたることになった。このあたりの事情について、豊田雅孝はつぎのように回顧している。

「(吉野は一引用者注) 特に工業組合制度の確立に非常に熱情をお示しになっておりました。当時は中小企業とはいっておらなかつたんですよね。中小商工業と言っておつたのですが、その中で特に工業組合制度、それから輸出検査制度の確立に非常に熱情を持っておられたと思うんです。(中略) もう一つ思い出しますのは、輸出検査制度をめぐって、工業組合側と輸出組合側が検査権限の激しい争奪戦をやつたことがありました。……当時の輸出検査の権限というものは、工業組合に独占的に許されておつたわけですね。しかしその後、だんだん輸出組合ができるに伴つて、輸出組合と工業組合の間で、輸出検査をめぐって激しい争奪戦があつて、一種の政治問題にまでなってきたのです。そのとき私は貿易局におつたんですけども、こうなるとやむを得ないものだから、輸出組合と工業組合が対立する場合には両方から代表者を出して、第三者的な公益法人をつくつて、それに輸出検査の権限を付与するだらうと思ったんすけれども、そのうちに釈然としてこれを認められました。そういう点でも、やはり一つの柔軟性というか、弾力性を非常に持つておられたということを痛感いたすのであります。」¹⁷⁷⁾

この後、吉野は工業組合を積極的に位置づけていく。なぜならば、工業組合に製品検査のような機能のみを付与しても、粗製濫造問題を完全に払拭できず、より根本的には中小工業者に合理的な経営を定着させる必要性を感じたに他ならない。このためには、適切な中小工業金融制度の導入も必要ではあるが、同時に中小工業者の資本蓄積を促進させるための製品価格の安定が重要であること。前者の中小工業金融に関しては、民間金融市场では中小工業が十分な担保力を有していないため、その資金調達には限度があり、また、それゆえに問屋からの信用供用に依存しつ

つ、このため実質上の高金利に呻吟する中小工業の抱える構造的問題があった。吉野はこうした問題点を踏まえつつ、中小工業者の出資による組合金融制度などに言及したが、具体的な案を積極的に掲げたわけではなかった。

後者の課題は、吉野が『日本工業政策』で強調した組織化（＝組合結成）の利益でもあった。やがて、この考え方は吉野の政策構想の中で大きな位置を占めつつ、金融恐慌や昭和恐慌によって翻弄された日本経済の下での産業合理化運動が展開するなか¹⁷⁸⁾、統制政策の形をとっていくことになる。とりわけ、吉野は「重要産業統制法」案の作成に深く関わることになる。産業統制については、浜口雄幸首相は内閣の諮問機関として臨時産業審議会を設け、統制政策のあり方について諮問を行い、具体案が検討された経緯があった。同審議会では、セルロイド玩具、刷子、莫大小、毛布、漆器などの製造業者から意見聴取¹⁷⁹⁾が行われことからもわかるように中小工業の疲弊が問題視された。

こうした審議を踏まえ、吉野を中心として政府原案が作成された。工業組合を核とした中小工業への統制を強く意識しつつ、大工業分野についてもカルテルを許容しようという内容であった。吉野原案¹⁸⁰⁾は臨時産業審議会で検討されつつ、種々の修正をへて帝国議会に上程され、昭和6[1931]年に制定される経緯を辿る¹⁸¹⁾。「重要産業統制法」は「適正な規律、統制を与えて、産業界の安定を策すとともに、無統制による弊害の匡正にも力を尽くし、それにより国民経済全般の健全な発達をはかろうとする」¹⁸²⁾ことを目的とした。ここでいう「適正な規律、統制」の内容とは¹⁸³⁾、政府（＝統制委員会）が判断する「重要ナル産業ヲ営ム者ノ生産又ハ販売ニ關シ命令ノ定ムル統制協定ヲ為シタル場合ニ於テ同業者ノ二分ノ一以上ノ加盟アルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ之ヲ変更シタルトキ亦同ジ……主務大臣前条ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ当該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ国民経済ノ健全ナル発達ヲ図ルタメ特ニ必要アリト認ムルトキハ統制委員会ノ議ヲ經テ当該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定ニ加盟セザル同業者ニ對シテ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得」という点に要約される。この「統制協定」には①「生産制限又ハ操業短縮ニ關スル協定」、②「生産分野ニ關スル協定」、③「注文割当ニ關スル協定」、④「販売価格其ノ他ニ影響ヲ及ボスベキ取引条件ニ關スル協定」、⑤「販路ニ關スル協定」、⑥「販売数量ニ關スル協定」、⑦「共同販売ニ關スル協定」というように広範囲に及んだ。

吉野は工務局長として「重要産業統制法」制定に奔走した年の末には商工次官へと昇格した。その後、製鉄所長官、特許庁長官も兼任した後、昭和11[1936]年に商工次官の職を辞した¹⁸⁴⁾。しかし、翌年の昭和12[1937]年6月には、近衛文麿内閣での商工大臣となり商工官僚としてはトップの地位に上り詰めた。この翌月には蘆溝橋事件が勃発し、やがて日中戦争へと発展する。昭和13[1938]年4月には「国家総動員法」が成立し、戦争動員体制を前提として国家の広範囲にわたる一元管理の体制が整備されはじめた。この1か月半後に、吉野は大臣の職を辞し、年末に満州

重工業開発副総裁¹⁸⁵⁾となり満州開発に関与することになる。こうしたなか、吉野が手掛けてきた工業組合制度などはその後の戦時経済体制の下で、軍事政策拡大の為に物資統制のための組織機関としての性格を強めていった。

（2）時代精神

以上が中小工業政策を中心とした吉野の政策構想である。そこには当然ながら、吉野を取り巻く時代精神や国際環境の変化が大きく作用した。たとえば、産業合理化から「重要産業統制法」へと連なる途は、当時、ソビエト連邦が革命から約10年後の昭和3[1928]年に「第一次5カ年計画」を打ち出したことが当時の商工省の若手幹部に大きな動搖を与えていた。また、欧州でもカルテルが模索されてもいた。自由経済体制から大不況期という非常時での国家統制という選択肢が意識されたことは、こうした時代精神を背景とした。

こうした時代精神が吉野の政策構想上の外的条件とすれば、内的条件として取り上げるべきは大正デモクラシーの吉野への影響であろう。一般に「大正デモクラシー」は一つの時代精神とともに、より現実的な政治的現象をも示唆する用語である。もちろん、両者は相互作用をもつ。具体的な時期としては¹⁸⁶⁾、広義では日露戦争が終わった明治38[1905]年頃から大正14[1925]年の普通選挙制度の導入までのおよそ20年間、狭義では大正7[1918]年の原政友会内閣の成立から昭和7[1932]年の五・一五事件までのおよそ15年間を指すということでは、吉野の長兄は大正デモクラシーの旗手である吉野作造¹⁸⁷⁾であるという極めて「特殊な」条件を外しても、当時の一般的¹⁸⁸⁾青年として吉野もまた大正デモクラシーの影響下にいたのは当然であった。なお、広義の期間では吉野は18歳から38歳までの時期、狭義では31歳から46歳までの時期にあたる。

ここで大正デモクラシーの内容についてふれておく必要がある。大事な点はつぎの3点である。
①より「可視的」な政治面での変化に引き寄せれば、それは官僚国家から原敬の政友会内閣が象徴した政党内閣の出現である。②政治運動としては、普通選挙要求運動がこれを象徴した。③労働組合や農民組合によるいわゆる無産政党運動があった。

①の政党内閣の成立の背景については、明治国家体制の元老・元勲による寡頭政治が日露戦争という非常時を経て、その役割と位置が変化しつつあった。具体的にいえば、政治を担うアクターが従来の元老層から、官僚、軍、政友会などの政党政治家へと多元化した。このことは、政策が従来の藩閥官僚政治の枠内から政党政治の枠内で構想され、形成していく過程でもあった。また、こうした政党化の動因には、「日露戦争の結果、国民の政治参加の範囲が大幅に拡大されたことにも由来する。すなわち日露戦争はその戦費調達のために第一次および第二次非常時特別税法による大幅な増税を必要としたが、それが戦争後もそのまま据え置かれたことの結果として、選挙権者（すなわち直接国税10円以上の納税者）は、膨大な自然増加をみるにいたったのである。……つまり全国有権者総数は、日露戦争の前後には実に2倍以上に及ぶ膨大な自然増加

を示した。これは、まさに選挙法改正による選挙権拡張の結果にも等しかった¹⁸⁹⁾ことがあった。

こうした選挙民の急速な拡大は政治的「囲い込み」を必然化させた。つまり、政策提示による選挙運動が展開されることになる。選挙民の拡大層は「地方農村の住民であった・・・そして議会の圧倒的部分は郡部選出議員であり、都市部選出議員は全体の20パーセント程度」¹⁹⁰⁾であったことは重要である。政友会の政策方向は、この層の取り込みを中心に定まっていく。地方インフラの整備（これを象徴したのは鉄道敷設であった）による地元への利益還元はその一例といえよう¹⁹¹⁾。こうした事象は、政治が中心都市と地方、農村と都市、農民と都市生活者、地方の商工業者と都市の商工業者の利害調整に関与を持ち始めるモーメントとなった。

結果として、政党内閣制の確立・維持をめぐる政友会と憲政会、さらには大正期の工業化による労働者層の拡大による労働運動の活発化と「無産」政党運動、吉野作造の新人会という知識人や学生を中心とした思想運動などが連動した。こうした流れを底流にもつた普通選挙や政党の政治運動という「動的」な動きと、外国のさまざま思想紹介といった「静的」な動きがどのような影響を吉野に及ぼしたのか。

「静的」な面ということでは、吉野の長兄である吉野作造や第一高等学校時代に薰陶を受けた新渡戸稟造が黎明会を創設したのは大正7[1918]年であり、講演会の開催や雑誌『黎明運動』の発行などを始めた。また、同じ頃、東京帝国大学法科大学の学生等が中心となって新人会も結成された。この時期、吉野は農商務省に入省してから5年が経過したころであり、直接的な影響を受けたとはいえない。当時の吉野の論稿からは、商工官僚の立場もあり、大正デモクラシーの「動的」部分であった労働運動やマルクスなどの思想運動に対しては極めて慎重な見方を示す。

もっとも個人における静的な底流など、吉野の商工官僚として執筆した論稿や、のちに彼自身が残した回顧録から忖度することはそう容易ではない。回顧録で吐露される信条あるいは心情は、その後の時間的経過により当時の時代精神の生き活きとした部分と重複し再現されたとは限らない。

もっとも、大正デモクラシーの時代に生きた人たちにも、同質と異質の領域が存在する。吉野とほぼ同じ時期に生を受けた人物に、たとえば、大杉栄（明治18[1885]年～大正12[1923]年、香川県出身）がいる。吉野と大杉との対比は何を意味するのであろうか。大杉は荒畠寒村（明治20[1887]年～昭和56[1981]年、横浜市出身）と共に大正元[1912]年に発刊した月刊文芸思想誌『近代思想』（大正3[1914]年9月廃刊）で、大正期の伸長著しい日本経済とその下での「労働者」の状況を描写しつつ、自らの考えを固めていった。太田哲男は『近代思想』との関係で大杉をつぎのように位置づける。

「大正デモクラシー期の思想を論ずる場合、普通は一方に『デモクラシー』の思想をおき、社会主義思想や無政府主義思想はいわばその外側にあるとみなされている・・・大杉も『盲の手引する盲、吉野博士の民本主義墮落論』などの論文で民本主義を批判していたからである。

さらに大正デモクラシーの政治思想面の基調を『君主制のわく内での民主主義、社会主義を支持しない自主主義、帝国主義の容認』といった点を求めるすれば、これが広義の社会主義に対立するものであることは明らかであるからである。けれども、大正デモクラシーの思想の性格を『前近代的な封建道徳、絶対主義的・権力主義的・官僚主義的な政治を排斥し、個人の自覚を尊重し、国民の総意に基いた政治の樹立を主張』するもの、というふうにややゆるく考えるならば、大杉の『近代思想』における思想も大正デモクラシーとそうへだたっているわけではない。すなわち、政治的な面では大杉の思想は大正デモクラシーの思想と対立していたけれどもその『人間学的』な面においては両者は親近性を持っていたといえるのではなかろうか。¹⁹²⁾

大杉においては、明治後期から大正期にかけての日本の急激な社会経済的な変化が、これ以前の伝統的価値観から隔絶されつつ、そのアイデンティを求める個人の自覚が呼び起こされたのであるまい。虐殺という一点で大杉が突出した感はあるが、大杉が『近代思想』で展開した「個人の自覚」はさまざま文芸分野でも進んでいたことは見落とすべきではない。たとえば、小松隆二是「大正デモクラシーと1916年」でこの点をつぎのように描写する。

「あらゆる社会思想が開花する大正期—その中で、これまであまり注目されていないが、一つ飛躍をみせる重要な意味をもつのが1916（大正5）年である。この年は、経済面での躍進ばかりでなく、大正デモクラシー全体の中でも、画期的な意味をもっている。それは、この年が吉野作造の『憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず』（『中央公論』1月号）で幕開けされることのみによるのではない。大正デモクラシーの根本精神と触れ合う民衆、人間を視界に入れる新しい動向が目立って頭をもたげてくるのも、また民衆芸術の主張がやがて大きな潮流になる出発点も、この年であったからである。……それこそが大正を特徴づける人間愛にみなぎる新聞や雑誌、あるいは労働者、民衆視点に立つ新聞や雑誌のあいつぐ創刊が、これらの動向を十分に裏付けてくれるであろう。（中略）大正期を特徴づける国家から個への関心や視点の転移、あるいは民衆化、大衆化に向かう担い手の変化が、徐々にではあるが、いたるところですすめられていた。」¹⁹³⁾

この底流には、明治末から民間伝承の記録を通じて「原郷」を求めた柳田国男（明治8[1875]年～昭和37[1962]年、兵庫県出身）もいた。吉野が商工官僚として運命づけられたのは、明治以降の近代化（＝富国強兵）において日本の自立的工業化をさらに進めることにあったのはいうまでもない。ここでの吉野の視点は、つねに西欧諸国との時間的距離を計ることにあった。すでに紹介した吉野の『我国工業の合理化』や『日本工業政策』で常に念頭に置かれていたのは、意識的にも無意識的にも欧米諸国であった。農商務官僚を「脱した」柳田が日本の農村のあり方とそこでの問題を透視し、日本の「原郷」を求めて「日本人の自己認識の学」としての民族学にのめり込んでいった精神と、現役官僚しかも能吏として近代化路線のシナリオ（＝政策）の現場に立ち続けた吉野の精神とでは、明らかにその重心は同一のものではなかった。

脱亜はともかくこうした入欧という精神では、この時期に民芸運動にのめり込んでいった柳宗越（明治22[1889]年～昭和36[1961]年、東京都出身）にも注目しておくべきであろう。柳もまた大正デモクラシーの底流を形成していた。とりわけ、柳は吉野と同世代である。柳は大正11[1922]年に『朝鮮とその芸術』を出版している。これは大正8[1919]年に朝鮮の三・一独立運動での日本側の弾圧と混乱があつて間もなくの時期であるだけに、興味を引く。その後も、柳は沖縄、アイヌ、台湾と日本の「周辺部分」に注目する。既述したように、吉野等が西欧諸国との対比のもとで、日本の「遅れ」を位置づけたこととは異なる精神の重心がここにはある。

こうしてみると、大正デモクラシーは動的側面としての政治意識のみならず政治運動の変革期の時代精神であったとともに、その静的な面での深海流として、その下部部分では明治以降の近代化（＝西洋化による富国強兵政策）の目標に向かってかけぬけてきた急ぎすぎた半世紀への反動期でもあった。そこでは柳田に象徴される西欧文化と土着性、柳にみられる土着性とアジアの視点があった。これを可能にした経済的余裕が生まれた時期でもあった。土着性¹⁹⁴⁾ということでは、日本の明治以降の西洋からの「学び文化」が一段落したこととも関連する。こうした側面は浅野和三郎（明治7[1874]年～昭和12[1937]年、茨城県出身）にも見出しうる。

浅野はラフカディオ・ハーンに学んだ英文学者で、日本で最初のシェークスピア全集の翻訳にも関わった。これは当時の多くの西洋からの「学び文化」の典型的軌跡でもある。だが、浅野の場合の重要性はこの先にある。彼は英文学者の道を捨て、大本教、さらには心靈研究の方向へと転じた。大本教は「開祖」の出口なおが「神がかり」となったことを契機に布教を始め、出口仁三郎を「聖師」として成立した「新興宗教」であった。名称は金明靈学会、大日本修斎会をへて大本教となった。大正10[1921]年には、出口仁三郎等が「治安維持法」や不敬罪などの容疑で検挙され、大本教は禁止された。浅野のこうした軌跡について、松本健一はつぎのように述べる。

「浅野和三郎の生涯が描いたく知の軌跡は、いったい何を意味しているのか。かれの生涯の軌跡は、もしかしたら、西洋＝近代を理念型として理想化し、それを模倣し追求し実現することをもって日本近代のく知の課題として日本の知識人の、ある究極の姿を示しているのではないか。」¹⁹⁵⁾

松本の指摘は、改めて「知識人」吉野の時代精神において、極めて広範囲に及んだ大正デモクラシー的精神が官僚たちにどのように消化されていったかという課題を浮上させる。ただし、この問題視角はむしろ、前述の脱官僚柳田の「知」の重心を問うよりも、吉野とほぼ同世代の内務官僚の田沢義鋪（明治18[1885]年～昭和19[1944]年、佐賀県出身）や商工官僚の河合栄次郎（明治24[1891]年～昭和19[1944]年、東京都出身）等の「行動的知性」の位相との比較においてより有効であろう。

田沢も吉野と同様に東京帝国大学法科大学に学び、明治42[1909]年に卒業して内務省に入り、翌年には静岡県阿部郡の郡長となっている。この大正デモクラシーの空気を吸った若き郡長は、

農村青年の教育に力を入れ青年団運動にのめり込んでいった。吉野との接点では、吉野の関係した協調会の常務理事に大正9[1920]年に就任している。吉野と協調会で直接顔を合わしたことがあったかもしれない。その後、田沢は大日本青年団理事長に就任し、その全国運動に関与していた。武田清子は「田沢義鋪における国民主義とリベラリズム」で田沢と大正デモクラシーとの対応関係についてつぎのように問題提起を行っている。

「近代日本における人間尊重思想（ヒューマニズムといつていいかもしれない）の系譜をたどるとき、西洋から導入されたキリスト教思想、あるいは、ヒューマニズムとは区別して、東洋的思想や道徳思想に根をもつ人間尊重思想が、西洋のヒューマニズム、あるいは、社会主义思想などに触発され、または、それと結合し、総合されることによって、一種のヒューマニズム、あるいはリベラリズムともいるべき性質をもった人間尊重思想が生み出され、それが、明治末期ごろよりいろいろな萌芽を見せはじめた。そして、それが、大正デモクラシー、あるいは、大正ヒューマニズムの苗床ともなり、さらには戦後の民主主義思想の内発的契機の一つともなっているように思える。そこで、田沢義鋪の思想が、こうした日本の精神的伝統より内発的に発生・成長した、道義的ヒューマニズム、あるいは、リベラリズムの一つのタイプとよぶべきものとして、この系譜に属しうるものであるかどうか。」¹⁹⁶⁾

田沢が内務官僚の枠をはるかに越えて青年団運動に邁進していく軌跡は、のちに広田弘毅内閣の内務大臣として入閣を要請されたにもかかわらず入閣せず、無給で青年学校の校長を望んだことに、田沢の思想の内発性を確認できよう。この点は、昭和12[1937]年に商工大臣となった吉野とは大きく異なる。ちなみに、田沢に内務大臣の機会が回ってきたのはこの前年であった。こうした田沢の思想が日本の精神伝統に連なるものであっても、大正デモクラシーというフィルターの中で純化されていったことの結果であったとすれば、これは間違いもなく大正デモクラシーの時代的精神がそこにあったともいえよう。しかし、問題は受容者側の農村と国家との関係であった。この点について、武田はつぎのように分析してみせる。

「田沢が農村青年に出あってゆくのは、彼の自由主義的な思想的態度、ないし、善意にみちた主観的意図にもかかわらず、東大出身の秀才である内務官僚である郡長としてであり、あくまでも上から『彼ら』を指導し、彼らを引き上げてゆくものであった。彼自身気がつかず、意図しないまでも、彼の背後には内務省、文部省、さらに、陸軍までが協力して推進しようとする地方改良運動、報徳会運動、国民道徳普及運動等の一環としての『青年団』育成方針があり、それが後光のように彼を背後から支える権力であった。彼の指導を受けた農村青年にしても、田沢の個人的魅力に勿論ひきつけられ、感銘も受けたことは事実であるが、それとともに、当局の国民道徳運動の一環としての青年団運動を上からの統一化、画一化の波として受身にうけとっていた面が多分にあったのではなかろうか？それが現象としては青年団運動の驚くべき普及の仕方にもかかわらず、田沢の意図した創意にみちた自由主義的気迫をもって、超国家主義

の軍国主義化に抵抗するような自主的力を十分に農村青年のふところに育成することにはならなかったのではなかろうか?」¹⁹⁷⁾

武田は大正デモクラシーの「国家」側の受容の一側面をこのように鋭くはぎ取ってみせる。では、河合の場合はどうであったろうか。河合もまた吉野と同様に第一高等学校で新渡戸稻造の薰陶を受けている。吉野や河合など、この時期のエリート層への新渡戸や内村等のキリスト者による影響は、彼らの精神の重心を探る上で重要なモチーフである。

河合は吉野と同様、東京帝国大学法科大学を卒業後、農商務省に入り、労働行政に携わる。大正7[1918]年に「工場法」調査のため渡米、その折りに後年、河合に大きな影響を与え、その日本への紹介に勢力を注いだグリーン(Thomas Hill Green、1836年～1882年、イギリスの社会思想家)の著作にふれることになる。2年後に、河合は農商務省を去り、東京帝国大学経済学部での学究生活に転じた。その後の河合のキャリアは他の帝大教授と同様に、欧米での留学生活をへて教授昇格という経緯をたどる。

マルキシズムの強い思想界にあって、河合は「自由主義」を掲げつつマルキシズムやファシズムの批判を続けることになる。しかし、時代は大正期の底流にあったある種の寛容な時代精神は終息し、大不況下の昭和6[1931]年の満州事変、昭和7[1932]年の五・一五事件、昭和11[1936]年の二・二六事件、そして翌年の日中の軍事衝突により、河合の思想を受容する「土壤」は大きく変化していった。これを象徴したのは河合の「自由主義」的著作の発禁と休職の処分であった¹⁹⁸⁾。さらに河合に追い打ちをかけたのは、昭和14[1939]2月に出版法違反で起訴されたことであった。河合は東京地裁で無罪を勝ち得たものの、二審で有罪、三審で上告棄却、昭和18[1943]年6月大審院で有罪確定となった。

河合が主張した自由主義は、その幾冊かの著作から忖度しても決して危険思想でもなければ、反国家的色彩を帯びたものではないようと思える。しかしながら、河合の「自由主義」、そして、大正期の時代的精神である吉野作造で代表される民本主義、白権派で代表される「自由恋愛」で象徴されるヒューマニズムなどは、大正の経済拡張期の後に続いた関東大震災、金融恐慌、農村恐慌、都市での失業者の増大を伴った昭和恐慌により、結果として強い国家の成立と自由主義経済の制限という流れの中で大きな制約を受け始めていた。とすると、問題は河合の思想ではなく、このような国家の側に大きな変容があったことであった。武田のこの時期の河合思想を取り巻いた、重く垂れこめた時代の空気のような変化に関するつぎの指摘は的確である。

「大正期にしばしの間、吉野作造らのデモクラシー(民本主義)、白権派のヒューマニズム、教育の分野における自由主義教育など、リベラリズムの思想をつちかう背景や土壤が育ったかに見えたが、やがて関東大震災を契機として、自由主義を排撃する思想的機運が台頭し、反動化が急速に強まっていった。大震災という天災は、自由恋愛や自由主義(リベラリズム)や自由放任主義の経済など、ブルジョア社会の頽廃に対する天罰と解釈する風潮が高まった。関東大

震災後に雑誌『白樺』が廃刊になったことは象徴的現象であった。そして、満州事変を経て、國体明徳思想、超國家主義を核とする日本ファシズムへと展開していった・・・近代思想において、自由主義（リベラリズム）は、右翼思想にとっても、革新思想にとっても、『つまずきの石』であった。日本社会においては、自由主義は、人間の動物的欲望、自然的欲望の抑制なき発揮くらいにしか考えられない面が強い。経済の領域においては、自由主義は、抑制なき利益追求を原理とする自由放任主義経済の同義語として理解され、また、そういう意味で用いられ、批判される場合が多かった。（中略）いわゆる『昭和恐慌』に代表される経済的危機が、日本のみならず、アメリカをはじめとする西洋諸国における『自由放任主義の資本主義経済』の矛盾、破綻を示すものとして深刻に受けとめられ、それが『自由主義』そのものの破綻と解釈された。そういう意味で、昭和恐慌に象徴される社会矛盾は、『自由主義』への不信と攻撃を激化させたのであった。資本主義社会の改革、革新を追求するものとしてのマルクス主義と昭和維新のイデオロギー（右翼革新主義→超国家主義のファシズム）との両方から自由主義は攻撃を受けることとなったのが、昭和前期の暗い谷間の時期の顕著な現象であった。¹⁹⁹⁾

以上、吉野の同時代精神を彼と同世代の何人かをとりあげることでその一端にふれた。吉野が高等文官試験に合格したのが大正元[1912]年であり、商工省商工書記官・同文書課長に任せられたのが大正14[1925]年であった。これ以前の明治期やこの後の昭和期に比較すれば短いその10年余の間に、日本経済が大きく発展し、「もとより短くおわった時代であったとはいえ、この時代の自由な精神は、明治の『型』にはまらず、内なる『自然』の開放をも隠された『モーター』しながら多様な領域にその探究と享受のよろこびを経験した。国家にたいして『無用』の自覚があった分だけ、『内面』を発見し、それを充実させようとしたのである。たしかにその働きはバランスを失することも多かったが、関心のあり方が本質的に脱領域であったことは否定しようがない。それは文学や思想のみならず、芸術に及び、しかもある『超越的』な志向に支えられていた」²⁰⁰⁾。

この内面が外へと向かった時に、大杉に象徴されたように「国家」とぶつかり合った。また、「内面」的自覚により宗教的共同体への回帰を志向した浅野、土着的なものへと志向を強めた柳田、さらには柳に代表されるように、明治以来の「『文明開化』の物質主義にたいする精神的リアクションが反『制度』と『内面』の重複とむすびつ」²⁰¹⁾いた時代の精神がそこにあった。しかしながら、同時にその10年余の間に「この時代に生きた人々は、急速に、かつ自由に、その精神を身をもつて造形したのである。・・・（こうした自由の精神は一引用者注）次第に鞏固になりつつあつた国家と『制度』との距離のとり方と『自由』の享受との間にあるバランスが欠けていたところから生まれた」²⁰²⁾だけに、「自由と抑圧」は国家による「抑圧」によってバランスがとられる昭和の時代精神が浮上する。

こうしたなかで、吉野もこうした時代精神の中で呼吸したことをいうまでもない。大正期で広範に生み出された中小商工業者への吉野の関心は単に、国家に立つ側の内部者（＝商工官僚）と

してだけでなく、その「内面」にも結ぶついた関心事であったことは十分に想像できよう。しかしながら、大正期の急速かつ自由に経済活動を活発化させた中小商工業層もまた、そのアンバランス（＝経営の脆弱性など）と急激な存立変化のゆえに、国家による政策関与の必要性を著しく高めた。河合の寛容な「自由主義」をも拒否した昭和国家の政策構想においては、中小商工業政策においても国家によるバランス確保が大きな政策命題として強く意識されることになった。

吉野の大正期の（中）小工業政策構想も、先にみたように産業合理化、産業統制という方向の中で再構成されていくようになった。そこでは吉野の精神の重心において、早産であった大正デモクラシーという時代精神を生み育てる余裕を欠いた昭和期の混乱期において、それが底流として継承されつつも、再び国家の重さが取れたときに、どのような政策構想に結びついていったのか。これは第二次大戦後のわが国のさまざまな経済政策の構想とその定着をみていく上で重要な研究課題の一角を形成している。つぎに、この点にふれておくことにする。

（3）戦後連関

吉野の中小企業に対する問題性とそれへの政策構想は第二次大戦後にどのように継承されたか、あるいはされなかつたのか。「戦後」型中小企業政策の評価を行なう上でも、こうした問題設定は重要である。この作業の前に、吉野が商工官僚として中小（商）工業政策に取り組んだ大正期から戦前昭和期の中小企業の存立実態、そしてそこにみられた問題点を当時の報告書や研究書などから振り返っておこう。

大正期の日本経済の発展は、中小商工業にとっても拡張期であった。とはいえる、それは第一次大戦という外的環境に天恵を受けたものであって、とりわけ、中小工業がその内部にかかる脆弱な経営構造は必ずしも克服されてはいなかつた。これはのちに大正後期の反動恐慌、さらには金融恐慌そして昭和恐慌に連なる途で明らかになつた。松崎壽は大正2[1913]年に著した『工業金融論』で、すでに暗示的にこの点についてつぎのように記している。

「近来我国の工業は駆々として日に月に其面目を一新し來り、小經營は變じて大經營となり、個人組織は結社組織に推移するの傾向益々熾んなりと雖も工業資本を供給するの方法及び此目的を達すべき特殊なる金融機関又は金融業務の發達に至りては猶ほ極めて幼稚なるを免れず、即ち彼の獨塊諸國に於ける起業銀行（Grundungsbank）、若しくは証券銀行（Effektenbank）に稍や該當すべきものとしては僅かに唯一の日本興業銀行の存するのみなれども之れを利用し得るものは少數の大工業者に止まり、多くの中小工業者は全く案固たる資金供給の便宜を有せざと称するも不可なきの現状にして又小工業者の自助的金融機関なる信用組合の普及も未だ殆ど看に足らざるなり。事情果して斯くの如くんば我国工業の将来は猶ほ大に憂慮すべきものなしとせず。」²⁰³⁾

「大工業者」のように株式・社債発行の機会は限られ、また、上述のように金融機関からの借

入れの機会もまた制限を受けた「小工業者」にとって、個人の貸金業者や問屋に信用を依存することがみられた。問題は「貸金業者の要求する利息は過当に高率なるを常とするを以て小工業者にして斯る資金によりて事業を経営するに於ては絶えず非常の圧迫を蒙り充分の利益を挙げる能はざるの欠点」²⁰⁴⁾ があることであり、本来の合理的経営を促進する充分な資本蓄積を妨げられていたことであった。こうした現状を踏まえつつ、松崎がその改善に当たってドイツのシュルツ式信用組合の事例を掲げつつ、「一般に現今小工業者の金融機関として最も有力なるものは蓋し信用組合の制度なり」²⁰⁵⁾ と強調した。松崎は『工業金融論』の最終章でつぎのように、再び我国の 小工業金融問題の現状を取り上げた。

- ①「我国の 小工業が 適当なる金融機関の 存在せざる 為め 設備及び起業資本の 調達上 甚だ 艱ふべき 状態に 在るは 識者の 空論に あらず 実際の 事実なり。」²⁰⁶⁾
- ②「大小幾多の 商業銀行は 陰に 工業放資を 為すこと 多く 又 特殊なる 農工金融機関の 存在するものありと雖も 是等は 専ら会社組織による 大工業者の 利用すべき 機関にして 資力の 薄弱なる 小工業者は 其恩恵に 沐することは 能はざるの 憎みあり……要するに 小工業者が 其の 資金の 供給者として 銀行に 依頼する 能はざるは 否定すべからざる 現状なり。」²⁰⁷⁾
- ③同業組合からの 資金融通の 現状と 問題点—「同業組合より 資金の 融通を 求むるものは 同一種類の 工業に 従事する 者が 互に 酒金を 為して 組合の 積立金と し其の 内より 融通を 受くるの 方法なれども 都市に ありては 同業者の 数多き 事業に 稀に 組織せるる 所にして 重要ならず。」²⁰⁸⁾
- ④頼母子講・無尽講の 現状と 問題点—「細民の 貯蓄及び 金融の 機関として 発達したる 制度なれども 対人信用により 便利なる 貸付を 受くるの 長所あるが故に 小工業者の 間にも 普及し 各地に 其存在を 看る……然れども 其の 多くは 動もすれば 発起人が 私腹を 肥さん が 為めに 計算を 曖昧にして 種々の 関係を 企て 加盟者を 害することあり 又 加盟者の中にも 違約を 為すこと 多きが 故に 其の 監督を 厳重にするを 要す。然れども 今日の 状態に 於ては 無尽講の 組織は 工業金融 上欠くべからざる 地位を 有するものと 云ふべきなり。」²⁰⁹⁾
- ⑤明治33[1900]年の 「産業組合法」による 信用組合²¹⁰⁾ —「猶ほ 欧州諸国に 及ばざること 遠しと 云はざるべからず……此の 制度によりて 恩恵を 蒙るものは 主として 農業者にして 工業者の 加盟するもの 甚だ 少く 従って 小工業金融機関たるの 機能は 殆ど 発揮せられずと 称するも 不可なきなり……工業者の 組織する 信用組合をして 農業者の 組合より 分離せしむるに 在りと 信ずるものなり。」²¹¹⁾

さらに、松崎は日本経済での中小工業の重要性に着目して、最後に中小工業金融政策の重要性を 説いた。

「想ふに 我国に 於ては 猶ほ 中小経営の 工業者の 存続する 者頗る 多く 其数 遙に 大工業者を 越ゆるの 状態なり。果して 長く 此現状を 維持して 小工業者の 保護奨励を 図るの 得策なりや 否やは 自ら 別個の 問題にして 慎重の 研究を 要すと 雖も 少くとも 中小工業者が 我工業界に 在りて 重要な 地

位を占むるものなる以上之れが資金の供給を潤沢ならしめ其生産方法の進歩改良を期待するは国民経済の健全なる発展を促すの必要条件と称すべきや勿論なり。仮に小工業者の存続を希望すべからざる事実とし可及的大工業者の普及を助長せしむべしとするも一国経済組織の急激なる変動は種々の弊害を齎すを以て其変遷を緩和するを要す、されば此意味に於ても小工業の資力を裕かにして其固有の欠点を除去するは洵に欠くべからの方策なり・・・・小工業者の金融機関を完全にするは刻下の急務なりと雖も其は独り信用組合の普及にのみ待つを得ざるが故に他方には一層有力なる機関の活動を必要とすべし此機関は即ち商業銀行にして彼の大工業者に対する資金の供給と共に併せて中小工業者に対しても亦其金融を疏通せざるべからず。・・・・予が本書を出して世人の一顧を乞はんとするに至りたる動機は小工業に対する金融機関の欠乏を憂ふるに外ならざるなり。」²¹²⁾

松崎の『工業金融論』が発行されたのは、吉野信次が商工省に入省した大正2[1913]年であった。松崎が指摘した中小工業の金融問題は、のちに吉野が取り組むことになる中小工業の「粗製濫造」体質に深くかかわった問題でもあった。吉野は工業組合制度の立案、普及に力を注ぐことになるが、その際に吉野が問題視したのは従来の同業組合制度の限界であった²¹³⁾。とりわけ、問屋への金融的依存が中小工業者の製造工程での合理化促進を妨げるものとみなされた。それゆえに、問屋の影響力を切り離し、工業者のみの組合制度による検査制度などの徹底を打ち出した。

しかしながら、金融面への問屋依存は、問屋による買いたたきをもたらし、中小工業者はそのために品質上の手抜きを図り、これがさらに問屋の一層の買いたたきをもたらす悪循環があった。また、本来は工程の合理化や機械化が必要にもかかわらず、資本蓄積の低位性のために中小工業者は、コストダウン対策のために一層の低賃金層にその活路を求めたことは中小工業者の合理化意識をあいまいなものとさせた。吉野の苛立ちもそこにあり、また、吉野が尽力した中小工業への組織化政策の限界性もまたそこにあった。

中小工業のこうした金融問題は昭和2[1927]年の金融恐慌の下でより先鋭的な形で浮上した。たとえば、東京府が「昭和3年度に於ける府下の中小商工業者に対する金融の状況を調査覗録」した『中小商工業者金融状況』は、「庶民金融機関として最も多く利用せられつつある管内百一六信用組合の産業資金貸付状況を見る」に、商業資金と比べても工業資金の欠乏を示していた²¹⁴⁾。他方、「信用組合と殆ど同様庶民金融機関として相当多く利用せられ管内二十七」の無尽会社の状況も同様であったと報告された²¹⁵⁾。

こうした金融問題の深刻さは、日本興業銀行調査課が昭和12[1937]年に発表した『本邦中小商工業金融の現況に就て』でも指摘されている。同報告書は、中小企業政策における金融政策の重要性をつぎのように述べた。

「中小商工業たるや金融難に苦しむ事甚しく為に茲数年来中小商工業金融問題が一般の注目を惹くに至り各方面に於て之が対策に腐心するに至った次第である。即ち預金部は資金を放出し、

国家公共団体は改善策を考へ、普通銀行も亦之に関心を持ちつつある。然らば其の結果中小商工業金融難は救はれたかと云ふに伸々さうでなく我々は之に対して依然否定せねばならぬことは誠に遺憾に堪へない。即ち各方面の努力にも拘らず此の市場に於ては高利資本が依然として横行しておる。中小商工業金融の目標は須らく近代的合理機関により低利且豊富なる資本を提供し中小商工業者をして高利資本に依頼することを避けしむるにある。^[216]

さらに、同報告書は大量生産の遅れ、技術的低位性、金融難など「中小商工業没落の一般的原因」にふれた上で、「金融難は中小商工業者の没落の大きな原因であり此問題さへ解決するならば充分採算可能の事業も決して少なくはない」^[217]とまで言い切る。ただし、問題は「経済法則よりすれば資本は常に安全確実性を欲するが故に一般に信用程度の低い中小企業者が金融難に陥ることは必然的であろう。併し乍ら他方国家的立場より見る時は好ましくない」^[218]実態にあった。ゆえに、ここでは政策としては、普通銀行^[219]などが負担する「将来の危険に対しては補償制度、保証協会等の活用に依り充分カバーし得るを以て、只残される所は金融機関の決意如何にかかるものと云はねばならぬ」^[220]と主張された。とはいへ、こうした政策が効果を及ぼし、やがて民間金融機関においても中小企業向け融資が促進されるには、中小企業者のつぎの諸点への取り組みを不可欠とした。

①中小商工業者自体の経営の合理化—「帳簿ですら不完全なものが多い。勿論之は種々原因のある事であるが此の点より改善するに非ずんば到底振興は期し得られない。商工相談所等に於いても経営合理化の指導には相当努力しつつあるが更に之が普及化を望んで止まない。」^[221]

②組合による共同事業の推進—「中小商工業の弱点は一に其の経営規模の小なる点にあるが故に組合による共同事業を行ひ結合、団結により大企業に劣らぬ力を發揮すべきであろう。又組合を結成する時は金融上に於ても便宜がある。」^[222]

また、金融政策についてはつぎの取り組みが強調された。

1) 貯蓄金融機関の改善—「普通銀行、貯蓄銀行等をして此の方面への関与を奨励し合理的低利なる資金の普及を図るべきであり其為には国家、公共団体の金融機関に対する低利資金の融通、事務費の補給損失補償の拡大等の方法を行ふべきであろう他方無尽業等をも充分に取締り其資金を中小金融に利用せしめ様に改善すると共に問屋、個人金融業者等に対しては中小業者をして成べく之を利用せしめない様にする事が必要であるが之は単に取締るのみでなく合理的機関の進出と相俟つて始めて有効となる。」^[223]

2) 中小金融機関の新設（大蔵省案の庶民金庫等を含む）。

3) 組合制度の活用—「商工輸出組合として更に金融上に役立たしめ又市街地信用組合をも之等と同系統のものとして真に中小商工業金融に適するものとすべき。」^[224]

4) 補助施設の必要

(a) 信用保証機関—「長期設備資金に対する保証を行ふべき。」^[225]

- (b) 信用調査機関の完備—「中小商工業金融に於ては信用調査の困難なる為……興信制度の完備は是非共実現せしむべき。」²²⁶⁾
- (c) 補償制度—「政府の再補償制度は地方自治体の補償制度の活用上非常に有効であると思はれるが在来の補償制度は実際の損失補償が甚しく遅延し其の為種々問題とされて居り新補制度の実施に当っては考慮すべき余地がある。」²²⁷⁾
- (d) 金利の問題—脱法可能な従来の「利息制限法」の改正の必要性。
- (e) 担保の問題—「最も問題となつて居るのは動産抵当法の制定である。現在の我国司法は原則として動産の上に於ける抵当を認めなかつたが昭和8年農業動産信用法が制定され従来の制度を破つた。それと共に中小商工業方面に於ても動産抵当制度の制定が要望されるに至つた。此の制度は債務者にとっては利益は大なるものがあるが債権者及第三者にとって甚だ不便である。其の為之と付隨して第三者の為に登記制度を設ける事も提案されて居る。」²²⁸⁾

この日本興業銀行の『本邦中小商工業金融の現況に就て』の作成にも携わった岡庭博は、この報告書が発行された翌年に『戦時下の中小商工業金融論』²²⁹⁾を出版している。岡庭はここで「我国に於ける中小商工業問題は相当重要性を有して居るが、此の問題が漸く世間に注目され始めたのは大正末期から昭和の始めにかけてである」と述べているが、松崎は大正2[1913]年の『工業金融論』すでにこの問題の重要性を強調しており、松崎の先見的視点が改めて評価されよう。また、中小商工業金融においてある程度の役割を果していた日本興業銀行調査部勤務の著者が、つぎのような中小商工業觀をもっていたことを考慮に入れるとなおさらのこの感を強くする。すなわち、

「夫（大正末期一引用者注）以前に於ても、斯くの如き問題が全然なかつた訳でないが、何と云つても当時の経済界は純然たる成長期であり、其大企業の威力に対しても今日の如く窮屈を感じた訳ではなく、社会に於ても自由競争の華やかなりし当時に特に一階級としての中小商工業者を取上げて論ずる者も少なかつたのである。」²³⁰⁾

同書には戦時経済を意識した「銃後に於ける中堅階級の安定」「時局産業の充実（特に下請工業として重要である）」といった記述が目立つ。したがつて、ここでの中小商工業金融政策の方向は、あくまでも戦時経済の強化という観点から政府の重要な中小工業分野（より端的には輸出工業、下請工業）への公的資金の導入が強調されている。

したがつて、これ以外の中小商工業政策、たとえば、「社会政策的救済は純粹の中小商工業政策とは云ひ得ないのであるが、生業資金の貸付等を自治団体として行ふ所もある程度で、政府としては大して此の方面に意を払つて居ない様である」²³¹⁾と指摘される。では、当時の中小商工業政策の流れはどうとらえられていたのか。岡庭はつぎのように総括した。

「要するに中小商工業政策は最初は金融方面とは云ひ得ないのであるが、夫も資金の提供と云

ふ最も単純なものであったが、単に資金を提供するのみでは未だ不完全である事が判明するや、補償制度等の金融助成制度の発達、特殊機関の設置等漸次積極化し来たったのである。他方金融方面に遅れて他の振興策が実施せられたが、此の方面に於ても組合により振興策の他経営指導等の方法も加はり、漸次積極性を加へ直接化して來たのである。而して之を金融政策と比する時は何れが主なりとは云ひ難いが、最初の金融重視政策より漸次中小商工業自体の改善へと範囲を拡げつつあり、今や双方相提携せんとしつつあり。・・・・之等は将に金融と経営と両方面相合せる政策であると考へられるのである。今後中小商工業問題も國家の配慮を不必要とするに到る迄は尚相当の時日を要するのであり、当分振興政策は続けられるであろうが、其の進路は金融、組合、経営の三方針相俟って完全であり、各政策は連絡を必要とするのである。²³²⁾

さらに、岡庭は中小商工業金融政策に関しては、同書の「結語」で「要するに現在の中小商工業金融は正規の機関に依らざるものが多く。其の為種々弊害を生じ多くの改革すべき点を残して居る事は断言し得るのである。中小商工業は国家経済上に於て『縁の下の力持』的存在である場合が多いが、之等の窮状を看過する事はあらゆる立場から見て許されるべきでない。而して其の改善の目標は正規合理的機関の進出、高利資本の排除であろう。時恰も非常時局に再会し、中小業者の問題は一層重要性を加へて來た。之が振興を図ることは即ち国家経済の内部的充実を來す所以あり、中小商工業金融問題の解決は國家の急務である」²³³⁾と述べた。

ここでの問題は金融難で象徴される中小商工業の経営上の脆弱性が果して、国家の干渉によって解決可能であるのかどうか。岡庭は政府系の中小商工業金融機関の創設や国家による非正規金融機関の排除などによる解決を示唆した。では、こうした専門家の見識とは別に、一般大衆層にとって中小商工業問題はどのように理解されていたのかという点はどうであったのか。当時の一般啓蒙書であった木村増太郎『中小商工業の将来』の内容を紹介することでこれに代えておこう。同書は大日本連合青年団編『新興日本叢書』の第12巻として昭和11[1936]年に発行された²³⁴⁾。本書は昭和6[1931]年の「満州事変」以降の準戦時体制への移行もあり、「国防産業」と中小商工業との関係など軍事色の強い記述が目立つ。木村は中小商工業政策の必要性について「序」でつぎのように論じた。

「国家社会の堅実なる發展を期するためには、産業界の総合的發達を必要とし、勢ひこれがためには農工商各方面、即ち農村並びに都市間の調和的發展を前提とすべきことはいふまでもないことである。しかし少なくとも事實問題としては、既に我が国の農村人口は飽和状態に陥り從って人口問題解決の方策としては、ともかくも、商工業の發展に俟つの外ないものといはざるを得ない。而して我が国商工業の現状を見るに、殆どその大部分が中小の規模のものより成り立っている。從って中小商工業対策は必然的に極めて重要な問題となるべき運命の下にある。然るに事實上、農村対策は從来屡々重大問題視されたに拘らず、中小商工業対策は動もすれば閑却されんとする傾向にあった。・・・・商工中産階級としての中小商工業者に対する問題は、

茲に益々その重要性を加へ來ったものといはざるを得ない。殊にこの場合、関係者の協力による中小商工業の発展を目指す組合運動の現状並びにその前途は特に刮目し得る。」²³⁵⁾

さらに、木村は昭和恐慌以来の中小商工業の困窮問題について言及しつつ、中小商工業問題について、「凡そ中小商工業問題が我が国に於いて重要視せらるるに至ったのは、今日に始まつたことではない。殊に金輸出解禁後我が国経済界が、世界恐慌の余波を受けて非常な不景気に襲はれたとき、これにつれて中小商工業者の中救問題が我が経済界の重要問題として登場してきたのである。しかし、問題の目的は社会政策的な意味からこれ等の階級の救済策を考慮しようといふのであった。然るに最近になっての中小商工業問題に対しては、これと違った意味から問題を検討しようとする意見が多くなってきた。即ち中小商工業者の我が産業界に於ける地位とか、或はその存在理由とかの再認識につとめ、それ等の将来性を考へて、その将来性があるとすれば、我が産業界の発達のために、それ等の業者の健全なる発展を遂げさせるような対策を講じようといふのである」と指摘した。

参考までに、具体的に掲げられた木村の政策構想を整理して掲げておく²³⁶⁾。

- ①総合的産業政策の必要—「経済力の充実を期するために、経済政策を樹立する場合、特に注意せねばならぬことは、単に或る部分だけの助長策に終らぬやうにすることである。」²³⁷⁾
- ②人口問題（＝雇用吸收）における中小商工業（とりわけ、中小商業）への着目—「過剰状態に在る小売商」への対策の必要性。
- ③中小商工業の「窮乏化」の原因への対処。

1) 内的原因（＝「内部的欠陥」）— (a) 同業者の過多と無統制、(b) 経営の不合理、(c) 資金難—「要するにこれ等のことは中小商工業者が、経営的にも且つ又資本的にも基礎が頗る薄弱でありながら、一方同業者が頗る過多であつて無統制であるために起つてくる。」²³⁸⁾

2) 外的要因— (a) 「同業者又は、類似業者の圧迫」²³⁹⁾、(b) 一般的不況による圧迫、(c) 「一般制度の内容が、大企業本位となっており、ために中小商工業者に対して、特に不公平なる圧迫を加へることとなつてゐることの少なくないことである。」²⁴⁰⁾

木村は外的要因の (c) について、その問題点を具体的につぎのように指摘した。

「租税公課の負担が特に中小商工業者に過重となっていることや、特に地方中小商工業に過重となっていることや、特に地方中小商工業者は都会地大商工業者に比べて、極めて不利益な状態に置かれていることなどがそれである。更に運賃、動力料等が大企業家に有利に規定されているため、中小商工業者に差別的に高率となっているやうなこともあります、且つ金融機関の如き大企業本位であつて、中小商工業者は、融資の便宜を受くるに頗る困難であり、仮にその便益を得ても、条件が極めて不利な場合が多いのである。これ等は要するに、経済制度又は産業政策が、大企業本位となっていることに、その根本原因が存在して居り、然らざるまでも、少な

くとも中小業者が政策の対象として忘れ勝ちなことから生じてくるのである。」²⁴¹⁾

このあと、木村は政府の既存の中小商工業対策を紹介しつつ、「中小商工業者の将来性」について「資本主義発展の一般的法則の一として、中小企業は早晚消滅すべきものとなし、中小商工業者の前途に対しても、悲観的に見るものは、今日なほ少なくないやうである。……勿論、中小経営の中には、大資本と対立して本質的に成り立たないものもあることは事実であるが、更にその外に、大経営よりも中小経営の方に存在理由の多いもの、乃至は、大経営と併存し得る中小経営のあることを忘れてはならない。……事実、今日の大工業の例をとると、中小工業の存在によって、漸くその需要の変化に適応して行けるものも多いのである。加之、一方には非常に商品需要に種類変化の多いものや、特殊性の著しいもの等は、大工業には不適当で、中小工業の方に存在理由が多いのである」²⁴²⁾として「中小商工業発展の余地」に積極的な評価を下した。

最後に、木村は「最も注目すべき現象は、自由放任主義に代る統制経済主義の台頭である。……未だ曾て見ないような深刻な世界恐慌の襲来のため、以上のやうな思想（自由放任主義—引用者注）は消滅して、国家主義的な觀念が到る所で燃え立ってきた。……一方には、所謂中産主義の思想が強調され、社会構成上に於ける中産階級の地位が、非常に高く評価されるやうになった。……社会の健全なる発達のためには、中小企業の維持を図るべきであつて、その存在は社会的、国民的に新たに必要であるとの主張が生じてきた……今日の統制経済主義の結果は、決して中小商工業者にとって不利であるべきではない……統制経済主義は、中産階級主義を伴っているからである」²⁴³⁾と現状分析を行った上で、中小商工業政策のあるべき姿についてつぎのように積極的な役割を与えるべきであるとの見解を示した²⁴⁴⁾。

- (A) 「社会政策的な見地から没落し行く階級に対しての、一種の同情論としてこれを認めたものが多かった……中小商工業対策も、従来のような单なるお情け的なものでなく、より積極的な我が産業界の発展策の根本対策として」²⁴⁵⁾の重要性の認識。
- (B) 応急対策から恒久対策を樹立すること。
- (C) 具体的対策として— (i) 経営改善指導（経営診断等）、(ii) 共同事業助長、(iii) 統制の強化（粗製濫造防止のための検査制度の統一的改善など）、(iv) 金融施設改善。

吉野が農商務省に入省した大正2[1913]年に出版されたのが松崎の『工業金融論』であった。また、吉野が商工省商工次官を依頼退職した昭和11[1936]年に出版されたのが木村の『中小商工業の将来』であった。松崎の先見性はともかくとして、木村の著作に代表されるように、当時の中小商工業を取り巻く問題点とそれへの対応策の早急な樹立の必要性は、単に吉野等の商工官僚だけでなく、一般にも共有されていたことがわかる。統制政策²⁴⁶⁾の強調はそれだけに当時の不況の深刻さを反映したものでもあった。

なお、松崎から木村の著作に至る迄の約20年間に、既述したように新たな小規模企業が生まれるとともに、動力化を進めた既存小規模企業の成長もあった。この時期は第一次大戦を挟んだ自由

経済体制といえる時期と、その後の統制経済体制への移行期に二分できる。前者は大正デモクラシーで代表される時期と重なる。吉野もまたこうした時代精神の中にいたことはいうまでもない。吉野は当時、パナマ運河開通を記念したサンフランシスコで開催された博覧会の日本側事務局にいたことから、好況に沸く米国に出張する機会を得て、米国型の経済体制への知見を深めていた。他方、工場監督官としてわが国の中小工場の実態にもふれ、中小商工業問題への関心を深めた。

こうした自由経済体制²⁴⁷⁾の時期を振り返ると、大正デモクラシーの一つの帰結である原内閣が成立したのが大正7[1918]年であり、この翌年には吉野作造の『普通選挙論』が出版された。しかしながら、こうした時代精神を支えた好況は、原内閣成立の2か月後には世界大戦が終結し、大正10[1921]年にはその原首相が刺殺され、一つの時代精神が終わりつつあった。この翌年の大杉栄の虐殺もこれを象徴化した。これを吉野に重ね合わせれば、この時期に農商務省（のちに商工省と農林省に分離独立）の工務課長、工政課長として中小工業政策の立案に携わることになった。さらに、大正デモクラシーを「寛容」の時代とするならば、「抑制」の時代となる金融恐慌そして昭和恐慌に時期に吉野は商工省商工局長としてわが国産業政策、とりわけ、産業合理化政策、産業統制政策の立案に深く関わることになる。

吉野個人にとっても大正デモクラシーの時代的精神という底流があったであろう。しかしながら、わが国産業の性急な近代化の役割を担った商工官僚としては、大正期の自由闊達な経済活動の帰結としての中小商工業の自立的あるいは自律的な成長発展を待つ余裕はなかったように思える。そこには明治期から継承された官僚ナショナリズムが依然とした大きな光を放っていた。こののち、日本もまた欧米諸国とともに政府による民間経済活動への関与（この展開はカルテルへの公認であるが）を強め、さらに日中戦争、太平洋戦争による戦時経済という極端な統制経済への途を歩むこととなった。ここで問うべきは、こうした統制経済が解かれた後に、どのような政策構想が生まれたかということである。これはわが国の戦前型政策と戦後型政策とのつながりを問うことでもある。

より端的にいえば、米国の占領政策の一環として与えられた自由経済体制の維持のための反独占政策などがどのようにわが国で消化されたのかという問題でもある。実際には、戦時統制経済下の政策、たとえば、組織化政策（組合制度）が復興から高度経済成長への転換への「秩序ある競争」の手段として利用されたことを考慮に入れると、改めて統制政策以前のさまざまな大正期の「平時」の政策構想の内実と定着が問われることになる。

この意味において、吉野の戦後における歩みをみておこう。吉野は昭和21[1946]年8月に公職追放該当者に指定されたあと、海運会社や貿易会社の経営に携わるが、昭和26[1951]年8月に公職追放の指定解除を受け、以降、故郷の宮城県地方区から「日本経済の立て直しと自立」を掲げ、参議院議員に立候補し、昭和28[1953]年に当選した²⁴⁸⁾。吉野の参議院での活動では、彼の戦前のキャリアに関連して労働委員、商工委員会の委員長、自民党参議院議員会長への就任などが目立

つ。大臣職では第三次鳩山内閣の下で昭和30[1955]年11月から約1年ばかり運輸大臣を務めた。中小企業に関連する役職として挙げておくべきは、昭和32[1957]年の全国中小企業協同組合中央会の会長職、昭和39[1964]年の全国中小企業共済事業団の顧問への就任である。

吉野の参議院商工委員会委員長に在った時期は、戦前期に吉野が力を注いだ産業合理化や公的カルテルを認める「重要産業統制法」といった政策構想が、戦後日本においても浮上した時期でもあった。すなわち、この時期には「独占禁止法」の改正により不況カルテルや合理化カルテルの結成が可能となり始めた一方、通産省の産業合理化審議会がより一層の「独占禁止法」の緩和を求めていた。また、繊維などではその過剰設備処理を、特定機械工業での合理化促進が通産省の強いリーダーシップの下で実現されつつあった時期にも呼応した。さらに、通産省は産業合理化を重要産業についてつぎつぎと打ち出していった²⁴⁹⁾。このことは、吉野の公職復帰が当時の中小企業政策立法の成立に大きな影響を与えたということではなく、吉野の「時代」の再来を呼び覚ます時期でもあった。この意味で、昭和20年代後半の米国占領の終焉と、昭和30年代に入っての通産省を中心とした高度経済成長への政策構想において、吉野の「公職復帰」は象徴的であった。

また、大正「デモクラシー」から昭和戦前期にかけての政策構想と、戦後の米軍占領政策の下における「民主化」から昭和30年代の高度経済成長への政策構想がどう関連するのか。とりわけ、戦後においても政策の中心にいた官僚（吉野よりも若手世代）、あるいは戦前の官僚出身の経営者層（年代的に公職追放を免れた層を中心として）の時代精神と、その後の政策官僚層との連関はどうであったのか。吉野とその時代はこうした研究課題を改めて浮かび上がらせる。

注)

- 175) 吉野自身は同業組合が果たした役割をある程度評価しつつも、粗製濫造問題、とりわけ品質面の安定には商業者（=問屋）を含む同業組合の従来のあり方に疑問を呈した。この点については、寺岡寛『中小企業政策の日本的構図—日本の戦前・戦中・戦後—』（有斐閣、2000年）を参照のこと。もっとも、問屋を含む同業組合が中小工業の発展を全面的に阻害していたかどうかは疑問の余地がある。たとえば、大森は菓製品における同業組合の製品検査を評価する。すなわち、「(同業組合は—引用者注) 製品検査活動を通じて、大企業・中堅企業と農家との間の情報伝達・媒介の機能を果たしたのであり、一方で、組合による検査標準の設定は、需要者のニーズを農家に伝える機能を持ち、他方で製品の合否の格付けの表示は、生産された製品の情報を需要者に伝達する役割を担っていた」と指摘し、大森はこうした同業組合の活発な役割に問屋などが不可欠であったと評価する。つまり、「菓製品製造業では、マーケティング活動の経験に乏しい農業生産者を、商人がリーダーと

なって同業組合に組織することによって、製品販路の全国的拡大が図られた」とされる。こうしてみると、同業組合と問屋との関係は決して一律的なものでなく、産地や業種によっても相違があったともいえよう。この点では、大森の取り上げた藁製品に対して、吉野が工業組合による製品検査機能の強化を思い描いていた際に念頭にあったのは、わが国的主要分野であり、かつ、吉野が自らの実態調査などを通じて知識のあった繊維製品であったことは想像に難くない。大森一宏「在来産業と組織化—戦前期日本の藁製品生産と同業組合一」中村隆英編『日本の在来発展と在来産業』山川出版、1997年。

- 176) 藤田は同法施行当時の商工省工務課長の原田幾造の東京講演から、当時の商工省の問題意識をつぎのように整理している。「この講演で工務課長は、重要輸出品工業の主要事業は、組合員の製品、原料もしくは資材、製造もしくは加工の設備の検査、その他必要なる取締または事業経営に対する制限であると説明する。ついで、現在重要物産同業組合連合会では9品種について輸出品検査を行っているが、これらについては重要輸出品工業組合を設立せしめて、重要物産同業組合には手を引かせるとする。それでは、同業組合が工業組合に蚕食されることになるという声もあるが、それは意に介さぬ。今後は、輸出品の範囲では同業組合から工業組合へ転換を図りたいと明言する」。このことは、「重要輸出品工業組合法」の段階でのちの検査主体を工業組合へと移行させるという商工省の強い意思があったことを示唆している。藤田貞一郎「工業組合の機能とその変質—同業組合解体史の一駒一」『追手門経済論集』第24巻第1号。
- 177) 吉野信次追悼録刊行会『吉野信次』(昭和49年)、445~448頁。
- 178) 吉野は昭和3[1928]年に商工省工務局長となり、工業政策立案の中枢にいた。吉野は自らの構想を昭和5[1930]年の臨時産業合理局(商工省外局)の設置という形で実行に移した。ここには民間からも大河内正敏や中島久万吉等が顧問として起用された。
- 179) こうした中小工業性業種以外にも、造船業や鉄鋼業について検討が加えられた。
- 180) 「重要産業統制法」の起案の実際の作業については、岸信介も関与した。岸はのちに38歳で工務局長に就任した(吉野の工務局長就任は41歳)。
- 181) 「重要産業統制法」までの制定過程をめぐる利害対立など、この分析についてつぎの論文に譲る。
平沢照雄「重要産業統制法の成立とその歴史的意義」『筑波大学・経済学論集』第21号、1988年12月。
- 182) 通商産業省『商工政策史』第9巻(昭和36年)、159頁。
- 183) 「重要産業ノ統制ニ關スル法律」(昭和6年4月1日法律第40号)の全文については同上『商工政策史』159~162頁を参照。
- 184) 吉野の商工次官辞任について、原は「省内の実力者吉野信次はすでに昭和6年から次官に就任しており、吉野・岸ラインは完全に商工省を牛耳っていたといってよい。……吉野・岸ラインが長年商工省に盤踞していることを快く思っていなかった小川は、彼独自の業績を打ち出すためにも吉野と岸の辞職を策したのである」として、吉野・岸(信介)ラインに対する小川郷太郎(民政党)

の圧力があったとする。だが、原は「岸は、自分が渡満する3年も前に、……最も信頼する直系の部下椎名悦三郎をみずからの先鋒として満州に送り込むのである……こうしてみると、商工大臣小川郷太郎から『クビを切られた』から満州に渡ったのか、それをも満州行きを企図していたから、自分を嫌う小川の大臣就任とともに商工省を辞したのか、わからなくなる」とも指摘している。原彬久『岸信介—権勢の政治家—』岩波書店（1995年）、54頁、57～58頁。前述『吉野信次』もまた、賀屋興宣（当時、大蔵省理財局長）の発言に言及しつつほぼ同じような事情を指摘している。前掲『吉野信次』、271～272頁。

185) 岸は満州で産業開発5カ年計画に携わることになる。岸はこの実行部隊として鮎川義介（岸と同郷）の日産産業（当時は翼下に日立製作所、日産自動車、日本鉱業、日本化学など130社をかかえるコンツェルン）の満州進出に期待をかけた。日産は昭和12[1937]年末に本社を新京に移転し、社名を満州重工業開発と変更し、満州での石炭、鉄鋼、水力発電、輸送機器の分野に積極的に進出した。吉野はこの満州重工業開発の副総裁に就任した。就任までの経緯は、吉野が商工大臣の時にこの鮎川とは面識があったことから、鮎川が軍部などの統制を嫌い、「関東軍の統制経済に対処するためには、吉野の手腕と識見をということで、吉野を満業副総裁として迎えた」事情があった。だが、結局のところ、軍部と鮎川、鮎川と吉野との問題もあり、吉野は2年少しで満業を去ることになる。前掲『吉野信次』、322～323頁。

186) 三谷太一郎『新版・大正デモクラシー論—吉野作造の時代—』東京大学出版会（1995年）、3頁。

187) 大正デモクラシーの流れを代表するのは、この吉野作造が『中央公論』（大正5[1916]年1月号）に執筆した論稿「憲政の本義を説いて其有終の美を濟すの途を論ず」であった。この97頁にわたる長文の論文を通じて、吉野はまず「民本主義」について、「民本主義といふ文字は、日本語としては極めて新しい用例である。……民主主義といへば、社会民主党などといふ場合に於けるが如く『國家の主権は人民にあり』といふ危険なる学説と混同され易い。又平民政義といへば、平民と貴族とを対立せしめ、貴族を敵にして平民に味方するの意味に誤解せらるるの恐れがある。……我々が憲政の根底と為すところのものは、政治上一般民衆を重んじ、其間に貴賤上下の別を立てず、而かも国体の君主制たると共和制たるとを問はず、普く通用する所の主義たるが故に、民本主義といふ比較的新しい用語が一番適當である」と慎重にその定義を与えた上で、半世紀を経た明治国家あるいは明治型政治の問題点を民本主義の立場から明確に論じ、普通選挙の必要性を説いた。民本主義の内容については、吉野はつぎのように整理を行った。

①政治目的—「民本主義は第一に政権運用の終局の目的は、『一般民衆の為め』といふことにあるべきを要求する。……『皇室のお為め』といふことと、人民の利福の上に立つところの国家の為めといふこととは、今日断じて相矛盾することはない。……然しながら今日は、皇室は国家の唯一の宗であるから、皇室の為めに国家民人の利害を無視せねばならぬとふやうな場合に立ち到る事は到底考へられない。従って『皇室の為め』と『人民の為め』と、相逆ふことは絶対

ないと信ずる。……民本主義が制度として十分に人民利益の尊重を力説するのは、我国に於て毫も不都合を見ない。」

②民本主義と経済的特権階級との関係—「今我国の状態を見るに、近時所謂資本家なるものが頭をもたげ來り、其広大なる金力を擁して漸く社会公共の私益を蹂躪せんとして居る。……金権は政権に迫り、自家階級の利益のために種々の不当なる法律の制定を要求したのである。……若し夫れ此財政的特権階級が、歴史的特権階級と結託して、傲然民本主義に臨むことあらん乎、國家の不祥之より大なるはない。……國家の至寵を恣にする貴族富豪の反省を乞はざるを得ない。之を要するに、政治の終局の目的が人民の利福にあるべしといふ事、是れ民本主義の第一の要求である。……終局に於て民衆一般の為めになるかならぬかが標準である。」

③政策の決定—「民本主義は政権運用の終局の決定を一般民衆の意向に置くべき事を要求する。……憲政をして其有終の美を濟さしめんとせば、政策決定の形式上の権力は、思ひ切って之を民衆一般に帰し、而かも少数の賢者は常に自ら民衆の中に居て其指導精神たる事を怠つてはならぬ。此点に於て予は、我国の元老を初め、其他所謂官僚政治家等の態度に甚だ嫌焉たるものがある。何となれば、彼等は皇室の殊寵と、國家の優遇とを忝うしながら、其最高の地位を利用して時に無責任なる干渉を政界に加ふるの外、敢て自ら高處にして民衆に接せず、却って民衆的勢力を敵視するが如き態度を取つて居るからである。彼等が斯く近代政治の本義を了解せざるは我等の頗る遺憾とするところである。殊に彼等が少数賢者としての社会的職分を怠りて敢て民衆指導の任に当らざるは、國家の為めに非常に不幸と言はなければならない。……憾むらくは我国に於ては、社会的歴史的の優等階級は必ずしも実力の優等階級でない。之れ已に社会の一欠陥である。而かも実力の優等階級も亦多くは謙遜って民衆の友、民衆の僕たることを甘んぜない。それ更に大いなる社会の欠陥である。」

④代議政治—「代議政治はどの途今日之を止める事は出来ない。……代議政治に於ては、此仲介者がよく民意を尊重し且つ適当に政府を監督すると云ふことが、最も肝要な事になる。斯くて我々は、代議政治に於ては最も着眼を要する二つの方面があると云ふことを認めざるを得ない。一つは人民と代議士との関係である。他は代議士と政府との関係である。此両種の関係が民本主義の本旨に従つて最も適当に組み立てられて居る時に代議政治の運用が其宜しきを得るのである。」

⑤人民と議員との関係—「人民と議員との関係について最も大事な点は、人民が常に主位を占め議員は必ず客位を占むると云ふことである。此関係を正当に維持する事は、憲政運用の上に最も肝要する所である。……一つは我々の投する一票が一票としては甚だ無力のように見えるけれども、然し之が實に國家の運命に關係する重大なる価値あるものであると云ふことである。……二つには投票は国家の為めにするものであつて、地方の利益の為めにするのではな

いといふ事である。地方的利益のみを着眼して選挙するのは、往々にして国家全体の利益を犠牲にするの結果を生ずるの恐がある。三つには選挙は我々の特権であって候補者から頼まれてするものではない。我々が自ら進んで適當なる候補者を国家に推薦するのであるといふことである。……中にも第三の点は最も肝要であって、此点が明白でないと、往々にして腐敗手段の跋扈を来たすことになる。……故に我々は世の教育家其他の先駆者と共に、あらゆる機会に於て此選挙道徳を国民に鼓吹したい……」。

⑥立憲政治と自由の重要性—「立憲政治の妙趣は、人民の良心の地盤の上に、各種の思想意見をして自由競争をなさしむる点にある。……而して茲に『自由』とは、啻に法律上の自由ばかりではない。社会上の自由をも意味する。元来思想言論の自由に対する圧迫は、独り政府よりのみ来ると思ふならば誤である。屡々又民間よりも来るものである」。

⑦制度上の改善—「選挙法中、取締規則を厳重にし且つ之を励行することが必要であると主張する。……選挙権は出来る丈け之を拡張することが必要であると。選挙権が限られて居れば、腐敗手段が無遠慮に行はれる。選挙権が極端まで拡がって來ると、到底買収などは仕切れなくなる。のみならず、候補者は金銭其他の利益を以ては到底争ひ切れなくなるから、そこで初めて眞面目に自分の識見人格を赤裸々に民衆に訴へて競争するといふことになる。従つて又一面に国民は大に之に由つて政治教育を受くるの機会を得ることになる。……然るに納税又は財産上の制限といふことになると、之は實に今日の時勢に適せざる極めて不当なる制限である。……尤も財産若くは納税上の制限が選挙権享有の必要条件となつた沿革については相当の理由がある。……財産の有無を以て其標準とするの不当なるは今日は已に余りに明白である。」

⑧普通選挙の必要性—「我国に於ても近時だんだん選挙権拡張論は盛になって來たが、然し普通選挙論の流行を見るまでには未だ大部時が掛るやうだ。先般大隈内閣が十円の制限を低下して五円となすといふ姑息の案を提案した時ですら、一部の政界に激しき反対があつた位であるから、普通選挙の実現を見るは何の日にあるか、前途遼遠の感なきを得ない。我国の多数の識者の間には實に不思議な程普通選挙制度に対する誤解と反感とが激しい。……衆議院では貴族院の必ずや之を否決すべきことを確信して之を通過したのであると。果して貴族院は大多数を以て之を斥けたのであった。然れども此点の誤解を解いて、我々が中心から普通選挙制の採用にあらずんば憲政の円滑なる進行を見る能はざる所以を納得し、又之を深く国民一般に徹底せしむるでなければ、我国憲政の前途は實に暗澹たるものである。今日選挙権を制限して居る結果として、我国の有権者の総人口に対する割合は、僅に百分の三に過ぎない……小学校や中学校の教師に、立憲思想の養成に努めよと言つたとて、彼等自身は無論、彼等の親族故舊に選挙権を有して居る者が少なければ、親身に其権利の尊ぶべき所以を味ふ事ができまい。……選挙権の拡張は、取締法の厳重なる励行と共に、我国に於て焦眉の急務とする所である。」

⑨議会と政府との関係—「責任内閣の主義が確立するにあらざれば、議会と政府との正当なる関係

は完きを得ない。従つて亦民本主義の要求も十分に貫徹せらるるを得ないのである。責任内閣なる制度に対してまた超然内閣といふ主義がある。之は議会の意思に超越して内閣は全然絶対的独立の地位を取るべしといふ趣意である。此主義を執れば……極端な事を言へば、どんな勝手な悪政をどんどん之を遂行し得る理屈になる。斯くては政策の終極的決定を人民一般の意向に置くといふ趣意が通らない。故に超然内閣制は断じて立憲政治の常則ではない……政党内閣制は、甲内閣が倒れた時直ちに議会の新多数勢力を代表する乙後内閣が之に代るといふことによって、其妙用を發揮する。……即ち二大政党対立の国に於ては、甚だうまく行かないのである。小党分立の国に於ては、一つの政党で議会に過半数を占むるといふことは普通あり得ない。……故に今日政党内閣の制度は、責任内閣制の主義を最もよく貫くものであるとはいへ、小党分立の国に於ては実は十分に其妙用を發揮することを得ないのである。……日本に於ける憲政の進歩発達を計る上から、二大政党対立の自然的傾向を助長すべく、之を妨ぐる原因あらば極力之を排除すべき所以を天下に訴へんと欲するものである。」

- ⑩下院の役割—「憲政の本義は民本主義に在り、而して民本主義の徹底的実現は、前に述べた各種の改革を前提として、結局下院をして政治的中心勢力たらしむるに在るからである。……今や我国に於ては、責任内閣の意義漸を以て明白になりつつあり、之れ甚だ喜ぶべしと雖も、民衆勢力の直接の代表たる下院の威望甚だ重からざるは、頗る之を遺憾とせざるを得ない。是れ蓋し一つには下院を構成する議員其人の識見品格未だ備はらざるが故である」。
- 188) 一般に大正デモクラシーのような時代精神は、思想運動、そこから生まれた政治改革、さらにはその制度的定着という明確な軌跡とは別に、人々の内面にある種の精神的痕跡を残すことはいうまでもない。大正デモクラシーはある意味では明治期の農村型社会から大正期の都市型社会への移行を前提にはしているが、同時に農村においてもそれ以前とは異なる精神の重心をもたらした。したがって、ここで一般的といったのは、吉野等のエリート層だけでなく、農民層の精神の重心にも変化がみられていたという意味で、大正デモクラシーの拡がりを感じさせることの意味である。この点で興味あるのは、大門正克の大正期の農民日記の分析を通してみた農民自治運動である。大門はつぎのように述べる。「1920年代のデモクラシーの評価にとって留意すべきことは、こうした新しい生き方の中から自治をめざす方向性が出てきたことである。その方向性を最もよく示すのは、渋谷定輔（1905年埼玉県生まれの自小作農者で、大門は同氏の残した日記を分析対象とした—引用者注）も参加した農民自治運動であろう。国家的価値とは異なる新しい生き方の模索から、さらには自治の構築へ—私はここに生の営みという次元にまで降りてデモクラシーの定着度合いを測定する重要な対象があると考えている。……」。大門正克「農民自治とデモクラシー」南亮進・中村政則・西沢保『デモクラシーの崩壊と再生—学際的接近—』日本経済評論社、1998年。なお、大正デモクラシーと農民との関係については、これ以上立ち入る紙幅の余裕はない。詳しくつぎの研究を参照。大門正克『近代日本と農村社会—農民社会の変容と国家—』日本経済評論社、1994年。

189) 三谷前掲書、10頁。

190) 同上、12頁。

191) 三谷はこうした変化を日露戦争前の地租軽減（＝「安価な政府」）から租税還元への転換とみる。

この代表は鉄道敷設などに伴う利益の地元還元であった。大正デモクラシーと政党政治との関係を地元への利益還元という視点から分析する視点は重要である。このケーススタディについては、つぎの研究を参考のこと。上山和雄『陣笠代議士の研究一日記にみる日本型政治家の源流一』日本経済評論社、1989年。なお、三谷は都市中小商工業者の利害に言及して、当時の都市選挙区民と郡部選挙区民の利害のあり様につぎのように指摘する。「もちろん日露戦争後も、選挙民の間に『安価な政府』への要求がなかったわけではない。その代表的なものは大正2年および3年の都市中小商工業者を中心とする全国廃税運動（とくに営業税廃止運動）である。しかしこれはどちらかといえば都市部選挙区民の利益主張であり、このような消極政策は、郡部選挙区民および政友会の必ずしも積極的に推進するところにはならなかった」。同上、12頁。

192) 太田哲男『大正デモクラシーの思想水脈』同時代社（1987年）、50～51頁。太田は大杉の「個人主義」を高く評価しつつ、大杉の思想の継承性についてつぎのように述べている。すなわち、「大杉の個人主義の骨太さが明瞭に語られている。それは『内に向う』個人主義ではなく『個人革命と社会革命』とを同時にめざそうとする個人主義である。こうした個人主義に立脚しながら、大杉は『近代思想』の発行をつづけたのである。（中略）日本の社会運動の中でこうした大杉の発想は生かされてきたか。ほとんどが生かされてこなかったといえるのではないか。・・・日本の近代化を思想史の面から論じた人々の少なからぬ部分は、日本における『近代的自我』の挫折について語ってきた。しかし、大杉にあっては『近代的自我』は挫折しなかった」。同、55～57頁。

193) 小松隆二『大正自由人物語—望月圭とその周辺—』岩波書店（1988年）、63頁。なお、こうした大正デモクラシーの終焉について、小松は望月の周辺の状況を通してつぎのように述べる。「大杉が軍部の手で殺害された時は、たしかにショックは大きかったが、まだまだ大勢の同志が残っていたし、社会運動を取りまく状況も極端に悪くなっていた。しかし今はちがう。前年の金融恐慌を機に景気の沈滞は一層深みにはまり、失業もさらに増加、労働者や農民を中心に国民の生活は窮屈に瀕していた。政府の弾圧もとに強化されていた。第一回普通選挙はようやく実施されるにいたったものの、むしろそれをめざした大正デモクラシーは皮肉にも終焉に近づいていた。アナキズム運動もますます後退の坂道を下っていた」。同、3～4頁。

194) 武田清子は、「土着」思想についてこれは決して固定的なものでなく、その動態的側面を強調する。

武田は「ある民族、ある文化圏に見出す土着文化（基礎文化といつてもいい）は変化しないという考え方がある。どのような外来の文化や思想が衝撃を与えて、基礎文化は絶対に変わらないという考え方である。私はこの考え方には決して反対ではない。・・・他方、人間のものの考え方、価値観、精神構造は、内的・外的インパクトによって変化してゆくという側面がある。異質の思想、文

化をもつ他者に出会う時、その交わり、相互影響を通して人間の思想はいろいろに変化してゆく」として、さまざまな思想家、宗教家の軌跡を分析の俎上に乗せる。残念ながら、ここでの分析対象には官僚などの政策構想に影響を与えたと思われる思想家などは入っていないが、武田の視点にはわが国の政策構想の底流をとらえる上で幾つもヒントがある。武田清子『正統と異端の“あいだ”－日本思想史研究試論－』東京大学出版会（1976年）、71頁。

- 195) 松本健一『神の罠－浅野和三郎、近代知性の悲劇－』新潮社（1989年）、9頁。浅野が英文学者の道から大本教団に入ったのは42歳の頃であった。興味あるのは近代化路線をひたすら走った明治国家も40年を越えるころには、さまざまな「原郷」を求める一つの時代潮流にあったともいえるのではないか。松本は浅野の軌跡をつぎのように位置づけた。「浅野和三郎の心靈研究はその意味で、近代の＜知＞の彼方に射程を伸ばそうとしたものであった、と一応いえるだろう。そのことじたに誤りがあったわけではない。靈魂について＜知＞ろうとすること、それも科学的、実証的に＜知＞ろうとすることは、『神の国』としての原郷（パトリ）によってではなく、個人の価値によって生きてゆこうとした近代の人間の、本来的な欲求といえるからである。だが、その＜知＞のさきに、個々の靈魂（神靈）を『絶対の獨一真神』のもとに帰一させよう、というかたちでの日本＝神靈主義の罠がまっていた。この罠に、浅野和三郎はおちたのである。……つまり、浅野和三郎はそのようななかたちで近代日本の＜和＞の負債を生きたのだった。」同、223～224頁。
- 196) 武田清子『日本リベラリズムの稜線』岩波書店（1987年）、182頁。
- 197) 同上、240～241頁。
- 198) いわゆる河合栄次郎事件である。河合の著作の発禁処分により、東大経済学部での処分をめぐる議論がさまざまな対立抗争を生み出し、当時の平賀譲総長は河合と土方成美教授の喧嘩両成敗的同時処分を発表。これに対し、文官高等分限委員会（明治32〔1899〕年公布の文官分限令による設置）が河合を教授不適格者として休職処分を打ち出した。これに抗議して、山田文雄、蠍山政道、木村健康の大学関係者も辞職した。この事件を当時の総長名をとり俗に「平賀蕭条」と呼ばれることになる。
- 199) 武田前掲書、20頁～22頁。
- 200) 饗庭孝男『日本近代の世紀末』文芸春秋（1990年）、264頁。
- 201) 同上、265頁。
- 202) 同上、263頁。
- 203) 松崎壽『工業金融論』隆文館（1913年）、1～2頁。ちなみに、本書の構成を紹介しておくと、第一編の「総論」では「工業資本」「工業信用」、第二編の「工業金融の方法」では「資本証券の直接発行法」「資本証券の間接発行法」、第三編の「工業金融機関」では「小工業金融機関」「大工業金融機関」「各国金融機関の発達」「我国の工業金融機関」となっている。
- 204) 同上、209頁。

- 205) 同上、213頁。もっとも、松崎は信用組合制度を普及することが決して容易なことでもないことも、ドイツの事例を検討しつつ指摘した。
- 206)、207)、208)、209) 同上、395頁、395～397頁、400頁、400～402頁。
- 210) 「産業組合法」制定の年には信用組合の結成数が3であったが、この10年後には2,226、信用兼営組合が3,105となり、合計で5,331を数えた。なお、この内訳は明治41[1904]年末で農業者が全体の80.8%、工業者が4.8%、商業者が6.6%、漁業者が1.3%、その他6.5%となっており、商工業者の割合は低かった。同上、403～406頁。
- 211)、212) 同上、403～408頁、409～410頁。
- 213) この問題についてはここで詳しくふれる余裕はない。つぎの拙著を参照のこと。寺岡寛『中小企業政策の日本的構図—日本の戦前・戦中・戦後—』有斐閣、2000年。
- 214)、215) 東京府『中小商工業金融状況』（昭和5年2月）、2～3頁、9頁。
- 216) 日本興業銀行調査部『本邦中小商工業金融の現況に就て』（昭和12年9月）、2頁。なお、本報告は「中小商工業の日本経済に於ける地位」で、輸出面の重要性を指摘しているのは当然としても、つぎのように下請中小企業に着目したのは慧眼であった。すなわち、「中小工業が下請業として持つ役割亦大いに注目を要する。巨大工業の制覇に伴ひ中小工業の没落は必然的であるかの如く考へられるが必ずしもそうとは限らない。一面に於て下請業者として之等の存在は大工業殊に重工業方面に於て必要であろう。乍然此の場合資本的に薄弱なる中小工業は稍もすれば低廉なる価格に苦しめられ易く此の点警戒を要する。又技術的に部分品メーカーとして統制の必要あり、全般的に下請業者としての中小工業に種々の合理化統制の必要なることは云ふ迄もない」。このように、個々の経営主体における合理的経営方法の一環としての「合理化」ではなく、それを強制的に「統制」として図っていかねばならないところに、わが国の中小企業問題の主要点があつたことに留意しておく必要がある。また、戦前の中小商工業問題に並行的に導入される概念として「人口問題」がここでも指摘された。参考までに引用しておこう。「中小商工業問題は人口問題解決上重大役割を演じて居り、今後増大する人口に対して職業を与えると云ふ点では相当の力が期待される。又之に関連して社会問題上の役割から云へば之等中小商工業者は国家の中堅階級であり之を没落せしむる事は多数の失業者を出だす事となり合理化の烈しい大工業では到底全部を収容出来ない」。同、13頁、14頁。
- 217)、218) 同上、15頁、57頁。
- 219) 日本興業銀行の報告書では、普通銀行における中小商工業者向け融資の実態にも触れている。野村銀行、金原銀行、日本昼夜銀行、十五銀行、三和銀行の実態が紹介されている。概して小口融資には積極的ではなかったことが理解される。
- 220) 日本興業銀行前掲報告書、70頁。
- 221)、222)、223)、224) 同上、113～114頁、114頁、114頁、115頁。
- 225)、226)、227)、228) 同上、115頁、115頁、115頁、116～117頁。

- 229) 本書の序文は日本興業銀行参事の工藤昭四郎が書いている。なお、岡庭は『戦時下の中小商工業金融論』執筆の理由について、「元来此の問題は平時より論及せられたる所であり、本書は平時に於ける一般状況を基礎として夫に戦時下の特殊事情を加へ論じた」と述べた。岡庭博『戦時下の中小商工業金融論』慶應書房、1938年。なお、同書の出版は昭和13[1938]年2月であるが、著者の序の日付は昭和12[1937]年2月であり、『本邦中小商工業金融の現況に就て』発行時の7か月前となっていた。内容的にも重複しているところからしても、岡庭が同報告書の作成において中心的な役割を果たしたのではないかと推測される。
- 230)、231)、232)、233) 同上、3頁、289頁、289～290頁、299頁。
- 234) 『新興日本叢書』としてはほかに『新興日本の将来』『我が國体と憲法』といった分野から『躍進日本の産業』『人口問題と海外発展』『新興日本の工業と発明』『新農村の基調』『新興日本の工業と発明』という経済問題、『新興日本の国防（海軍編・陸軍編）』『躍進日本の教育』まで多方面に渡った。発行は（財）日本青年館であった。当時、（財）日本青年館は『日本青年新聞』（毎月2回発行）、月刊誌『青年』を発行していた。
- 235) 木村増太郎『中小商工業の将来』東京青年館（昭和11年）、1～2頁。
- 236) ただし、国防との関係という面での政策構想はここでは省き、あくまでの「平時経済」での中小商工業政策構想に関わる部分を引用しておく。
- 237)、238)、239) 木村前掲書、19頁、107頁、107頁。
- 240) 同上、108頁。なお、木村は中小商工業問題のこうした内外要因のほかに、「一時的」な要因として「財界一般の不況の圧迫」、「恒久的」な要因として「大資本による圧迫又は中小商工業者の内部的の欠陥に基く原因の如き」性質のものを指摘した。同、109頁。
- 241) 同上、108頁。
- 242) 同上、361～362頁。なお、大企業との関係においては、木村はつぎのように問題点を整理した。「大企業に対する対抗力の増加」として①「動力としての蒸気に代る電力の利用の発達である・・・生産過程のための動力使用につき、従来のやうな多くの資本と、大がかりな設備を必要ならしめ」ていること、②「運輸機関、殊に自動車と道路との発達である。この結果、原料品及び製品の集散、又は従業員の交通等に多大の便益を与へ、大企業の集中化傾向に対して、中小商工業に分散化傾向の利益を保持せしめることに役立っている」ことなど。同、364頁。
- 243) 同上、366～369頁。
- 244) 木村が具体的に上げた政策を制度整備という面からとらえるかぎり、その多くのものが第二次大戦後に実現をみたことが興味を引く。経営改善指導に関する「研究指導機関」では、地方自治体レベルで設立された産業能率研究所（経営指導所）、経営診断制度、工業技術について指導機関である工業技術研究所（工業試験所）、共同組合助長に関する協同組合制度、商店街の組織化、金融施設改善での信用保証制度の全国的普及など。

245) 同上、374頁。

246) 戦時下の統制政策、とりわけ、中小（商）工業政策についてはつぎの文献を参照のこと。小島精一『産業統制政策』東洋出版社、1934年。小島は同書でドイツの「カルテル法」、米国の「産業復興法」などとの比較からわが国の「重要産業統制法」の位置づけを行おうとした。また、戦時下の中 小工業の存立問題と統制政策との関連については、小島精一『日本戦時中小工業論』（千倉書房、1940年）を参照のこと。なお、千倉書房からは当時、『工業経営全集』全20巻が発刊されていたが、ここにも統制問題を扱ったものがあった。たとえば、有澤広己『工業統制論』（第19巻）、吉野信次『日本工業統制史』（第20巻）があった。他方、商業についてみれば、千倉書房の『商学全集』（上田貞次郎・瀧谷善一編纂）にも小島精一『企業統制論』、高島佐一郎『金融統制論』などの統制問題を扱ったものがあった。

なお、ここで興味あるのは戦時経済体制化の過程で、こうした統制論が刊行されるのは当然としても、米国との開戦の半年前に、米国ロチェスター大学教授フォス著『同業組合論』（Trade Association）が翻訳されたりしていることである。つまり、吉野等が従来の同業組合による統制の困難から工業組合制度に力点を入れきた経緯やその後の官主導の統制政策を考慮に入れると、本書のこの時期の刊行は一層我々の興味を引く。訳者（舟澤久之、東京府立協同組合講習所主事）は序言で「Trade Association は普通『同業組合』と訳しているが、同業者組合と訳す人もある。アメリカの同業組合は、重要物産同業組合法による日本の同業組合とは、その内容に於いて必ずしも一致していないからといふのであろう。訳者は昭和11年の春から12年の夏にかけて、東京府同業組合研究会主事在職中に蒐集した文献の中から本書を選んで、翻訳しておいたのである。……産業団体法の下に、各種の組合の整理統合が実現せられんとする今日、アメリカ同業組合の諸活動とその成果を検討することは必ずしも無意味ではないと信ずる」と述べている。同書は具体的に米国における同業組合の歴史、現状、反トラストとの関係などを扱った。参考までに、同書での内容をつぎに大別・整理して掲げておく。

①「一般の不況の際あるひは特殊産業部門の不況の際に於ける競争状態と取引慣行とは、個人単独の力をもってしては如何にもならないものとなるのが普通である。損失と起こり得べき破産を前にして、競争者は同業組合の結成に向」かった歴史（同書、12頁）、②同業組合の役割—商事調停と取引関係の改善、産業における科学的研究の促進、標準化と単純化への取り組み、品質標準の確立と組合検査証の発行、市場調査と販売促進、統計的活動、原価計算方法の普及（「生産力が過剰になり、利潤率が低下しつつある今日に於いて、無謀なる競争を改善せんとせば、正確なる原価についての知識が必要なることは、同業組合の強調しつつあるところである。原価に関する適正なる知識を有せずしてただ無暗に売上の増進を図るならば、大抵はその売手は勿論、その産業にとって望ましからぬ破壊的な、無謀な価格を付する事になる。同272頁）、③自由競争に果たす積極的な役割—「同業組合の諸活動に関する法律問題の考案は先づ自由競争の基礎的原則から始められなければなら

ぬ。合法的な組合活動は個人の創意と企業の自由を妨げるものに非ずして寧ろこれを促進するものである・・・組合が法律（この場合は主として反トラスト法など一引用者注）の許す範囲内に於いて、今日の業者を悩ます諸問題を処理するがためになし得る活動の分野は極めて広いのである」（同、312頁）。

こうしてみると、わが国の同業組合と比較して相違点は明確である。米国型の同業組合はあくまでも自由競争を促進するものとして位置づけつつも、業界と消費者の利益促進になる範囲での業者間の協力を認めようという点がそれである。また、この際に官主導でなく、あくまでも民間の自主的な対応にその意義を認めることが重要視されている。この点、官主導による産業政策（輸出産業振興など）が重要視されたわが国の同業組合制度とは、その政策構想や理念において米国型は異なる。ジョセフ・ヘンリー・フォス著（枠澤久之訳）『同業組合論』河出書房、1941年。

- 247) 「自由経済」体制というものが、当時の経済人などにどのように理解されていたのか。この認識の相違により、政府の政策への評価はまた異なったものとなったであろう。たとえば、鐘紡の武藤山治の「自由主義」をみておこう。武藤は大正11[1922]年に、紡績業者や中小商工業者を組織した大日本実業組合連合会を指導して、営業税反対運動などを展開し、翌年には「政党」として実業同志会（昭和4[1929]年に国民同志会に改称）を結成し、会長となった。武藤はこうした政治活動を通じて彼の経済「自由主義」を主張した。とりわけ、実業同志会の「政策」には彼の「自由主義」観がよく出ている。そこにみられた「産業に対する国家の干渉を除去すること」などの主張はその典型であろう。ここには官主導の経済運営に対する痛烈な批判とともに、政商（鈴木商店など）の政府（=政治）への依拠への怒りがあった。山本はこうした「自由主義」主張の背景に、当時の労働問題にたいする経営者としての武藤山治の「社会的責任感」を見る。すなわち、「政治に依存しない経済的『自由主義』の立場にありながら、産業の振興をはかることで労働者の所得を向上させ、さらに、労働者を救済するための『社会政策』の実施も推進すること・・・つまり彼は、労働問題の解決のために、財界と政界の反省と努力を促したわけだが、その財界と政界が癒着し、さらに政治腐敗も起こしているようでは、労働者側の不満が高まるのは必至であった。このような彼の考えが、『政商』や既成政党、それに、それらが癒着問題を起こす場となった特殊銀行への批判に向かわせたのであった。山本長次「武藤山治の経済的『自由主義』と震災手形問題」『国学院大学紀要』第32巻、1994年。

- 248) この年の選挙では、吉野のほかにも、戦前期の大物官僚、経営者、高級軍人、貴族院勅撰議員なども当選した。たとえば、宇垣一成（陸軍大臣、朝鮮総督などを歴任）は全国区で最高点で当選した。戦後の中小企業政策に関する活動をした人物としは、鮎川義助や豊田雅孝の名前も挙げておく必要があろう。この時期におけるこうした人物の政治的復活とその戦後日本社会への役割をどう位置づけるか、重要な研究課題である。このうち鮎川に少しふれておく。鮎川の中小企業政治連盟に果たした役割は、その政治的主張において一見「民主主義」的な表現がみられるが、政治運動の

日本の政策構想をめぐって（3）（寺岡）

あり方や政策的主張は戦前期のそれと連関性が高い。詳しくはつぎの拙稿参照のこと。寺岡寛「中小企業政策の基礎的概念をめぐって—中小企業への公的関与の必要性と有効性を中心として—」『中小企業研究』（中京大学・中小企業研究所）第22号、2000年12月。

- 249) この時期の通産省を中心とする産業政策あるいは中小企業政策については、つぎの拙著の「中小企業政策小史」を参照のこと。寺岡寛『日本の中小企業政策』有斐閣、1997年。

(完)